

広島県告示第二百二号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十条第一項の規定によつて、次の区域をプレジャーボートの重点放置禁止区域に指定し、令和六年六月三日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和六年二月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域の名称

1 古江浜地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線、基点四から基点五を水際線で結んだ線、基点五から基点六を結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市向東町の国土地理院三等三角点「要害」（北緯三四度二三分三三秒一七五四、東経一三三度一分四分〇九秒七五七〇、標高三〇・三四メートル）

基点一 基準点から一九〇度四二分一八秒の方向三一四・八〇メートルの点

基点二 基点一から二三二度一分〇〇秒の方向一、一一〇・九九メートルの点

基点三 基点二から二四二度四分三〇秒の方向一一六・〇六メートルの点

基点四 基点三から三二九度五九分二三秒の方向二〇・〇〇メートルの点

基点五 基準点から二八九度〇六分二〇秒の方向五四六・一一メートルの点

基点六 基点五から八九度四五分二七秒の方向八・八九メートルの点

(三) 指定年月日

令和六年二月二十九日

2 大町地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市向東町の国土地理院四等三角点「高丸上」（北緯三四度二三分〇八秒〇七〇三、東経一三三度一分四分〇五秒九二六〇、標高一四・五五メートル）

基点一 基準点から一五八度一分四分四秒の方向五一三・〇八メートルの点

基点二 基点一から一九八度四分〇二秒の方向三四九・二九メートルの点

(三) 指定年月日

令和六年二月二十九日

3 立花地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市向島町の国土地理院二等三角点「向島」（北緯三四度二分〇五秒七九二七、東経一三三度二分二五秒五二二九、標高二八三・二五メートル）

基点一 基準点から一三〇度〇七分三五秒の方向八四六・四七メートルの点

基点二 基点一から一八四度三分二一秒の方向二八四・六四メートルの点

(三) 指定年月日

令和六年二月二十九日

4 江ノ浦地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市向島町の国土地理院四等三角点「双小山」（北緯三四度二分四五秒〇四〇三、東経一三三度一分一三秒五四五七、標高一四六・九二メートル）

基点一 基準点から一六〇度〇九分四三秒の方向六三一・九六メートルの点

基点二 基点一から二九〇度四三分三九秒の方向四三九・一四メートルの点

基点三 基点二から一度四三分五七秒の方向五二・三四メートルの点

(三) 指定年月日

令和六年二月二十九日